



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年8月27日金曜日 第236号

◇ 目 次 ◇

愛媛県消費生活審議会規程の一部改正.....（県民生活課）...1083
 愛媛県消費者苦情処理審査会規程の一部改正.....（ " ）...1083
 知事指定薬物の指定.....（薬務衛生課）...1084
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）...1084
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....（農地整備課）...1085
 津波災害警戒区域の指定.....（土木管理課技術企画室）...1085
 基本測量の実施の通知（2件）.....（道路維持課）...1085
 公共測量の実施の通知（5件）.....（ " ）...1085
 公共測量の終了の通知.....（ " ）...1086
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）...1086
 道路の区域変更（県道西条久万線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）...1086
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）...1086

公 告

技能検定の合格者.....（労政雇用課）...1087

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）...1088

告 示

○愛媛県告示第1055号

愛媛県消費生活審議会規程（昭和50年7月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正し、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員） 第2条 省略 2 前項第1号から第3号までに掲げる者である委員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 省略	（委員） 第2条 省略 2 前項第1号から第3号までに掲げる者である委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 省略

○愛媛県告示第1056号

愛媛県消費者苦情処理審査会規程（昭和50年7月愛媛県告示第722号）の一部を次のように改正し、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員） 第2条 省略 2 前項第1号及び第2号に掲げる者である委員の任期は、 <u>3年</u> と	（委員） 第2条 省略 2 前項第1号及び第2号に掲げる者である委員の任期は、 <u>2年</u> と

する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 省略	する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 省略
---------------------------------------	---------------------------------------

○愛媛県告示第1057号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) エチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - イン
ドール - 3 - カルボキサミド] - 3 - メチルプタノアート及び
その塩類

- (2) 2 - (メチルアミノ) - 1 - (チオフェン - 2 - イル) プロ
パン - 1 - オン及びその塩類
- (3) 2 - シクロヘキシル - 1 - フェニル - 2 - (ピロリジン - 1
- イル) エタン - 1 - オン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和3年8月28日

○愛媛県告示第1058号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
スーパードラッグコスモス宇和店	西予市宇和町上松葉179番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	J A三井リース株式会社 代表取締役 古谷 周三	J A三井リース株式会社 代表取締役 新分 敬人	令和3年6月25日	令和3年8月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1059号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出の年月日
スーパードラッグコスモス宇和店	西予市宇和町上松葉179番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時30分まで	午前9時から午後10時まで	令和3年8月18日	令和3年8月17日

	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時まで	午前8時30分から午後10時30分まで	
--	----------------------	------------------	---------------------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1060号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、今治市菊間町河之内、松尾、池原地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・歌仙地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年8月30日から9月28日まで

3 縦覧場所

今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1061号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、松山市菟木地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・半地地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年8月30日から9月28日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1062号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 津波災害警戒区域

西条市の区域（次の図に示す部分に限る。）

2 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部土木管理局土木管理課技術企画室、東予地方局建設部、並びに西条市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1063号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業期間 令和3年8月1日から

令和4年2月28日まで

3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第1064号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

2 作業期間 令和3年8月1日から

令和4年2月28日まで

3 作業地域 四国中央市、松山市、八幡浜市

○愛媛県告示第1065号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 令和3年7月9日から

9月30日まで

3 作業地域 今治市上浦町（一部）

○愛媛県告示第1066号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年7月14日から
令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 愛南町御荘平城地内

○愛媛県告示第1067号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年7月20日から
10月15日まで
- 3 作業地域 松山市西垣生町

○愛媛県告示第1068号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国農政局道前平野農地整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年9月1日から
令和4年3月6日まで

- 3 作業地域 西条市丹原町志川地内

○愛媛県告示第1069号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国農政局道前平野農地整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年8月2日から
令和4年3月2日まで
- 3 作業地域 西条市丹原町田野上方西・長野地内

○愛媛県告示第1070号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国地方整備局四国技術事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（三次元データ測量）
- 2 作業期間 令和2年9月1日から
令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 愛媛県の一部

○愛媛県告示第1071号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市小栗町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年8月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町東川25番1地先から 同町東川25番2地先まで	旧	メートル 12.4~22.6	キロメートル 0.024	
		上浮穴郡久万高原町東川25番1地先から 同町東川25番2まで	新	14.0~22.6	0.024	

○愛媛県告示第1073号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第1937号	平成28年8月24日	下村産業㈱	下村 敬崇	宇和島市三間町迫目39	令和3年7月14日	造園工事業	建設業の廃止（一部）

(般 - 28)第16024号	平成28年 9月8日	南予アンカー工業(有)	根津 謙造	宇和島市明倫町2 - 2 - 9	令和3年 7月21日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
-----------------	---------------	-------------	-------	---------------------	---------------	-------	----------------

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和3年7月3日から8月8日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和3年8月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 26				

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9
B 1	C 1				

機械加工（数値制御旋盤作業）

3級

受 検 番 号
B 1

機械加工（フライス盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11			

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 7	A 甲 8

機械検査（機械検査作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 2	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 15	A 甲 2 A 甲 10 A 甲 16	A 甲 3 A 甲 11 A 甲 17	A 甲 4 A 甲 12 B 1	A 甲 5 A 甲 13	A 甲 6 A 甲 14

建築大工（大工工事作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 15 A 甲 22	A 甲 2 A 甲 16 A 甲 23	A 甲 7 A 甲 17 A 甲 24	A 甲 9 A 甲 18 C 1	A 甲 10 A 甲 19	A 甲 12 A 甲 20

左官（左官作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 13 A 甲 19 A 甲 25	A 甲 2 A 甲 8 A 甲 14 A 甲 20 A 甲 26	A 甲 3 A 甲 9 A 甲 15 A 甲 21 A 甲 27	A 甲 4 A 甲 10 A 甲 16 A 甲 22	A 甲 5 A 甲 11 A 甲 17 A 甲 23	A 甲 6 A 甲 12 A 甲 18 A 甲 24

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 8 A 甲 14 A 甲 20 A 甲 27 A 甲 35 A 甲 42	A 甲 3 A 甲 9 A 甲 15 A 甲 22 A 甲 28 A 甲 36 A 甲 43	A 甲 4 A 甲 10 A 甲 16 A 甲 23 A 甲 30 A 甲 37 A 甲 44	A 甲 5 A 甲 11 A 甲 17 A 甲 24 A 甲 32 A 甲 39 A 甲 45	A 甲 6 A 甲 12 A 甲 18 A 甲 25 A 甲 33 A 甲 40 A 甲 46	A 甲 7 A 甲 13 A 甲 19 A 甲 26 A 甲 34 A 甲 41 A 甲 47

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 ~ 2 省略			1 ~ 2 省略		
3 介護医療院			3 介護医療院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
介護医療院ほくと	省略		介護医療院ほくと	省略	
医療法人朮嵐会石村 病院介護医療院	大洲市長浜甲176	令和3年8月17日			
4 ~ 6 省略			4 ~ 6 省略		